

令和 5 年
岡崎市議会議会運営委員会記録

令和5年3月14日（火曜日）

本日の出席委員（9名）

委員長	磯部 亮次
副委員長	加藤 嘉哉
委員	野本 篤
同	野島 さつき
同	井町 圭孝
同	野々山 雄一郎
同	小木曾 智洋
同	小田 高之
同	加藤 学

議長	杉浦 久直
副議長	鈴木 英樹

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

鈴木 雅子
中根 善明

職務のため出席した者

議会事務局長	近藤 秀行
議会事務局次長 兼議事課長	青木 善信
総務課長	山本 英樹
議事課副課長	畔柳 康弘
議事課 議事係係長	近藤 景介
議事課主事	田中 義了

午前10時開会

○委員長（磯部亮次） 出席委員が定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。

○委員長（磯部亮次） 本日の議題は、3月2日の本会議で本委員会に送付された陳情1件の審査です。

陳情第2号の2「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」を議題とします。

本件について、御意見の陳述をお願いします。

小木曾委員。

○委員（小木曾智洋） 陳情2号の2、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情のうち、本委員会付託分である陳情項目③に対する自民清風会の意見を申し上げます。

本陳情書における陳情項目3にある議員の特権が何を指しているのか分かりません。我が会派において、そもそも職員に対する議員特権なるものは存在しないものと認識しております。したがって、本陳情に対する回答は差し控えます。

以上です。

○委員長（磯部亮次） 井町委員。

○委員（井町圭孝） 陳情第2号の2「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて」、民政クラブの意見を申し上げます。

政党機関紙の購読は個人の自由意思によるものですが、庁舎内においては今後とも市民に誤解を招かないようにしていくものと考えます。

以上です。

○委員長（磯部亮次） 小田委員。

○委員（小田高之） ただいま議題となっております陳情に対しまして、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

政党機関紙等の購買は、まさしく自由意思でございますので、そのようなことはないと思っておりますので、今回の陳情の提出は差し控えたいと思

います。

以上です。

○委員長（磯部亮次） 野島委員。

○委員（野島さつき） ただいま議題となっております陳情2号の2、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求めることについて、公明党の意見を申し上げます。

陳情項目3には、議員の特権を行使して職員に政党機関紙を強制しないようにするとありますが、購読はあくまでも個人の意思によるものであり、強制されるものではないと考えます。

公務に支障を来すようなしつこい勧誘が行われているのであれば自粛の必要があると考えますが、本市においては、そのような状況にはないものと思われます。言うまでもなく、議員によるパワハラはあってはならないことであり、今後とも節度ある行動に努めてまいります。

以上でございます。

○委員長（磯部亮次） 御意見の陳述は終わりました。

ただいま審査した陳情第2号の2は、意見を付して議長に報告したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（磯部亮次） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

○委員長（磯部亮次） お諮りします。

委員会条例第38条による条項、字句、数字、その他の整理及び第39条による委員会報告書の作成は、委員長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（磯部亮次） 御異議はなしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理及び委員会報告書の作成は、委員長に委任されました。

本日審査すべき事件は全て終了しました。

これにて議会運営委員会を閉会します。

午前10時2分閉会

岡崎市議会委員会条例第72条の規定により、こ
こに記名押印する。

委員長 磯 部 亮 次